

個別工事の応募受付のお知らせ

2024年3月28日

成田国際空港株式会社
代表取締役社長 田村 明比古

この度、成田国際空港株式会社（以下「当社」という。）におきまして下記1の工事の発注を予定しております。つきましては、本工事を施工していただく者を募集しますので、応募される者は、下記2以下の要領によりお申込みください。

記

1 工事概要

- (1) 工事番号 7604-5069-00
- (2) 工事名 南部官庁ビル空調設備更新工事
- (3) 工事場所 成田国際空港内
- (4) 工事内容 本工事は、南部貨物地区第1官庁ビル・第2官庁ビルの空調設備を更新するものである。
- (5) 工事概算数量 空調設備の更新
南部第1官庁ビル
・マルチパッケージ形空調機 室外機 6組
・マルチパッケージ形空調機 室内機 55台
・全熱交換器 8台
南部第2官庁ビル
・マルチパッケージ形空調機 室外機 4組
・マルチパッケージ形空調機 室内機 37台
・全熱交換器 10台
- (6) 工期 契約の翌日から2025年3月14日まで
(検査不合格時の修補期間を含む。)
- (7) 本工事は、契約制限価格の事前公表の試行対象工事です。
本工事に係る契約制限価格は、応募資格を満たす者に仕様書及び図面等の配付に併せて公表します。ただし、都合により契約制限価格を公表しない場合があります。
- (8) 本工事は、週休二日試行工事の対象です。詳細は週休二日工事試行マニュアルをご確認ください。

2 応募資格

応募者は、次の全ての条件を満たす者に限らせていただきます。

(1) 基本条件

- (ア) 当社における2022～2024年度契約参加資格の「暖冷房衛生設備工事」に登録されていること。
且つ、直近の有効な「総合評定値通知書」の総合評定値(P)が条件に合致していること。

- (イ) 単体企業であること。
- (ウ) 「管工事」の総合評定値(P)が850点以上であること。

(2) 施工実績

元請として過去15年(2009年3月以降)の間に完工したマルチパッケージ形空調機の更新工事の施工実績を有すること。

また、共同企業体の構成員としての実績は、当社発注以外のものは、甲型共同企業体にあつては出資比率20%以上のもの、乙型共同企業体にあつては工区ごとの分担工事額が20%以上のものに限ります。

(3) 技術者要件

一級管工事施工管理技士又は技術士「機械部門」の資格を有する主任(監理)技術者を専任で配置が可能であること。

※但し、当該監理技術者の職務を補佐するもの(以下、監理技術者補佐という)を専任で配置できる場合は、当該監理技術者の兼任を認める。なお、兼任可能な対象工事は当社発注工事に限ることとする。

また、監理技術者補佐は、技術士「機械部門」、一級管工事施工管理技士、一級管工事施工管理技士補のいずれかの資格を有することとする。

- (4) 応募申込書の提出期限の日から、見積書開封の時までの期間に、当社の定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置又は「調達事務細則」等関連諸規程による競争参加の制限を受けていないこと。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立てがなされていないこと(但し、契約参加資格者として再登録済みで、見積書の提出期限までに会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)

3 競争参加の制限

- (1) 競争に参加しようとする者の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

- ② 人的関係
次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

- ③ その他競争の適正さが阻害されると認められる場合
その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (2) 暴力団等反社会的勢力に該当・関与していないことの表明・保証として、本契約締結時及び本契約期間中において、自社（自社、自社の役員、自社の経営に実質的に関与している者、若しくは自社の親会社等を含む。本条において以下同じ。）が次の①から⑤のいずれにも該当しないことを表明しこれを保証できない者は、ご応募いただけません。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業・団体若しくはその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であること、又は過去5年の間に暴力団等反社会的勢力であったこと、又は暴力団等反社会的勢力がその経営に実質的に関与し、若しくは関与していたこと。
- ② 自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等反社会的勢力の威力等を利用するなどし、又は過去5年の間に利用していたこと。
- ③ 暴力団等反社会的勢力に対して資金等提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等反社会的勢力の維持、運営に協力・関与し、又は過去5年の間に関与していたこと。
- ④ 暴力団等反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有し、又は過去5年の間に有していたこと。
- ⑤ 本契約を履行するにあたり、暴力団等反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人等を利用すること。

4 応募方法

(1) 提出書類

本工事への参加資格の有無を審査するため、以下の書類を提出してください。

- ① 総合評定値通知書
直近の有効な総合評定値通知書の写しを提出してください。
- ② 「情報セキュリティ管理体制が確保できることが確認できる資料」（別紙1参照）及び「秘密情報の安全管理に関する誓約書」を提出してください。

③ 応募申込書

(ア) 応募申込書の作成方法

応募申込書は、別途定める「応募申込書作成要領」（以下「作成要領」という。）に示す様式及び留意事項に基づき作成してください。なお、作成要領は当社においても同じものを配付しています。

(イ) 掲載(配付)期間

2024年3月28日(木)から2024年4月8日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時10分から午後4時まで。
但し、2024年4月8日(月)は午前11時まで。(配付期間の最終日)

(ウ) 問い合わせ先

〒282-8601

千葉県成田市 成田国際空港内 N A Aビル

成田国際空港株式会社

財務部門 調達部 調達管理グループ 担当：澤田

担当者 電話 0476-34-5484

メールアドレス chotatsu@naa.jp

(2) 提出方法

提出書類は、4(4)宛て郵送で提出してください。ただし、送達記録の残る方法（簡易書留等）によるものとします。応募申込書の記載内容の確認のためご連絡する場合がありますので、内容を説明できる方の名刺を同封してください。なお、持参する場合も4(4)へ提出してください。

(3) 提出期限

2024年4月8日(月)郵送必着

(但し、持参の場合は同日午前11時まで。)

※なお、期限を過ぎてのご提出につきましては、一切無効となりますのでご注意ください。

(4) 提出先

4(1)③(ウ)と同じ。

(5) 備考

「秘密情報の安全管理に関する誓約書」第2条第1項において、第三者への秘密情報の提供または開示については当社の書面での承認が必要となっておりますが、秘密情報の安全管理に関する誓約書を提出した者に対しましては、本発注案件に関する社(下請け会社等)への開示を認めることといたします。なお、「秘密情報の安全管理に関する誓約書」第2条第3項に記載の通り、応募者が第三者へ秘密情報を開示する場合は、秘密情報の安全管理に関する誓約書と同等の秘密保持契約を締結して秘密保持義務を遵守させるものとし、当該第三者による秘密情報の取扱いについて一切の責めを負うものとします。

5 審査結果通知

参加資格の審査結果は全ての者に通知いたします。

なお、「情報セキュリティー管理体制が確保できることが確認できる資料」と「秘密情報の安全管理に関する誓約書」については、4(3)に記載の応募申込書提出期限までにご提出ください。ご提出いただけない場合には、情報セキュリティー管理上、6の仕様書及び図面等を配付できませんのでご了承ください。

6 仕様書及び図面等の入手方法

仕様書及び図面等は、5により本工事に参加する資格があると認められた者に電子メールにて配付いたします。また、仕様書及び図面等に関する質問は、別途定める方法により受け付けます。

(1) 配付日

2024年4月12日(金)午前11時以降。

(ただし、別途時間指定する場合があります。)

7 現場案内の実施

本件は、5により競争参加資格を有する希望者に対し、現場案内を実施する予定です。

2024年4月24～26日を予定しておりますが、詳細は6と併せてご案内させていただきます。

8 見積書の提出

5において本工事に参加する資格があると認められた者は、別途定める「競争見積心得書」に同意した上で、以下の通り見積書をご提出いただきます。

(1) 提出方法

見積書は、郵送でご提出ください。ただし、送達記録の残る方法（簡易書留等）によるものとします。

また、持参する場合も8(3)へご提出ください。

(2) 提出期限

2024年5月24日(金)郵送必着

(但し、持参の場合は同日午前11時まで。)

※なお、期限を過ぎてのご提出につきましては、一切無効となりますのでご注意ください。

(3) 提出先

4(1)③(ウ)に同じ。

(4) 提出部数

見積書1部（見積内訳書を含む）

(5) 見積書の無効

以下のいずれかに該当する場合は見積書を無効とします。

① 契約制限価格を超える見積書を提出された場合（契約制限価格を事前公表した場合）

② 競争見積心得書第8条に合致する場合

③ 見積内訳書が未提出である場合

- (6) 2(5)の下線部に該当する者は、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定の写し1通を、見積書と共にご提出ください。

9 契約相手方の決定方法等（別紙2参照）

- (1) 当社に有利な見積書を提出された上位3者までを選定し、2024年5月28日(火)までに価格交渉の相手方である旨を通知します。
価格交渉の相手方として通知を受けた者と、当社担当者との別途調整のうえ以下の日程のうち1日を選択し、当該日から見積価格についての交渉を開始します（以降、選択した日を「価格交渉開始日」とします。）。以下の日程のいずれにおいても価格交渉を開始できない場合、既に提出されている見積書を最終見積書として、価格交渉を終了したものとみなします。
ただし、当社の都合その他不測の事態により、止むを得ず日程変更する場合があります。

2024年5月29日(水)

2024年5月30日(木)

2024年5月31日(金)

※いずれの日程も、原則として午前10時から正午及び午後1時10分から午後5時まで。

価格交渉の期間は、価格交渉開始日から起算し13日以内（価格交渉当日を1日とし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）とします。価格交渉の結果、見積書を再提出し再度価格交渉を行う場合であっても当該期間内（期間最終日は午後5時まで）とし、期間を超えての価格交渉は認められません。

- (2) 価格交渉の相手方である者と見積価格について交渉し、見積価格が当社の設定した契約制限価格の範囲内で、かつ最廉価の見積価格の者を契約の相手方とします。（※）
契約の相手方を決定したときは、その旨を価格交渉の相手方となった全ての者に対し当社より通知します。

但し、当該見積価格が当社の定める基準価格を下回る場合には、契約締結の前に見積価格の内容について調査を行い、契約の内容に適合した履行がなされるとの確認が得られた後に、その者を契約の相手方とします。調査の方法・様式等は、当社ホームページの「調達情報」から「お知らせ」⇒「契約に関する要領等」⇒「低見積価格調査マニュアル」をご参照ください。

(https://www.naa.jp/jp/pinfo/oshirase_youryou.html)

なお、当社の調査に協力いただけない場合には、契約の内容に適合した履行がなされるとの確認が得られないため、契約の相手方といたしません。

（※）最廉価の見積価格の者が複数いる場合は、「くじ」により契約相手方を決定します。

- (3) 契約の相手方となった者は、当社所定の契約書の案に記名押印し、(2)の通知をした日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に、当社に契約書を提出してください。期限までに当社所定の契約書の案をご提出いただけない場合は、契約を辞退したとみなし、契約の相手方といたしません。なお、当社所定の契約書の案にて契約をするため、契約書の案に修正等を加えることはできません。また、契約の相手方となったにもかかわらず、期限までに契約書を提出しない場合、又は(2)の通知日以降に契約辞退の意思表示をした場合は、不正又は不誠実な行為として、当社が定める「成田国際空港株式会社の発注する工事請負契約に係る取引停止措置要領」に基づく取引停止の措置を行うことがあります。

10 苦情の申立て

応募申込書を提出した者のうち、当社から競争に参加する資格がない旨の通知を受理した者で、当該理由に対して不服がある者は、「工事における契約の過程に係る苦情処理手続要領」に基づき、当社に対して理由についての説明を求めることができます。

11 その他

(1) このお知らせの内容に関する問い合わせは4(1)③(ウ)に同じとします。

(2) 工事契約の場合で、契約金額が500万円(税込)を超える契約となった場合、契約期間中は当社が設置する「成田国際空港建設工事安全衛生協議会」に加入していただきます。契約締結後、14日以内に「連絡先届」を協議会事務局にご提出ください(協議会会費は無償)。

詳細は成田国際空港株式会社のホームページ>調達情報>お知らせ>契約に関する要領等をご覧ください。

以上

公募型競争契約方式の流れ（見積書提出以降）

